

(和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会設置要領)

「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」における
「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」
の設置について

令和元年 10 月

1 趣旨

「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」（以下「検討会」という。）の中間とりまとめを受け、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のための方策を検討するため、和牛改良に関わる関係者のほか、法曹実務家、知的財産に関する専門家等による「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）について、検討会開催要領 5（2）に基づき、検討会座長の下、設置するものとする。

2 検討項目

- （1）和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた課題について
- （2）和牛遺伝資源保護に係る知的財産制度上の位置付けの可能性について

3 専門部会の組織

- （1）専門部会は、別紙に掲げる検討会の委員等及び専門委員をもって構成する（以下「部会委員」という。）。
- （2）専門部会には、座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は、部会委員の互選により選任する。座長代理は、専門部会の承認を得て、部会委員のうちから座長が指名する。
- （4）座長は、専門部会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 運営

- （1）専門部会は公開とする。
- （2）会議の資料は、会議終了後、ホームページにおいて公開する。
- （3）会議の議事概要については、会議終了後、部会委員の了解を得た上で、ホームページにおいて公開する。
- （4）（1）から（3）までにかかわらず、専門部会の運営に支障があると認められる場合等専門部会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

5 その他

- （1）専門部会の事務局は、生産局畜産部畜産振興課において行う。
- （2）この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、座長が定める。